

ライドシェアをめぐる最近の情勢について

*この資料は、令和6年4月16日現在の情報に基づき作成しております。

そもそもライドシェアとは

○一般的に「ライドシェア」と呼ばれるもの
自家用車の運転者個人が自家用車を用いて他人を有償で運送するサービスにおいて、
運転者と乗客とをスマートフォンアプリ等で仲介するもの

○国土交通省としての「ライドシェア」の見解

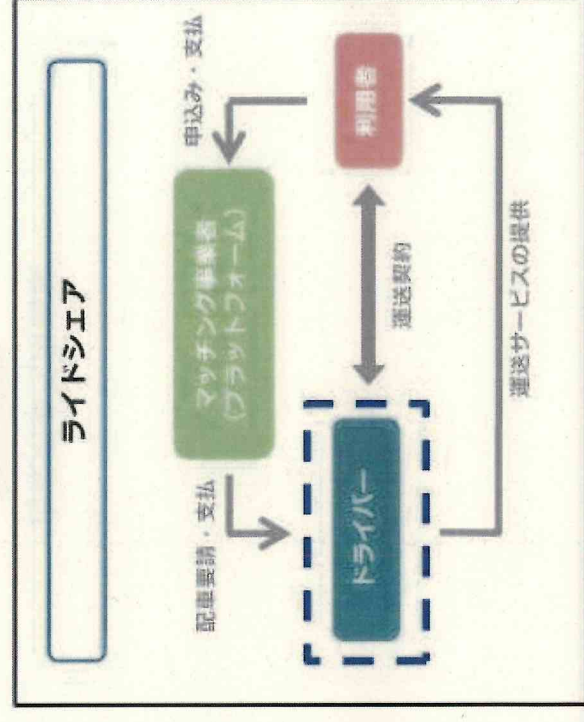
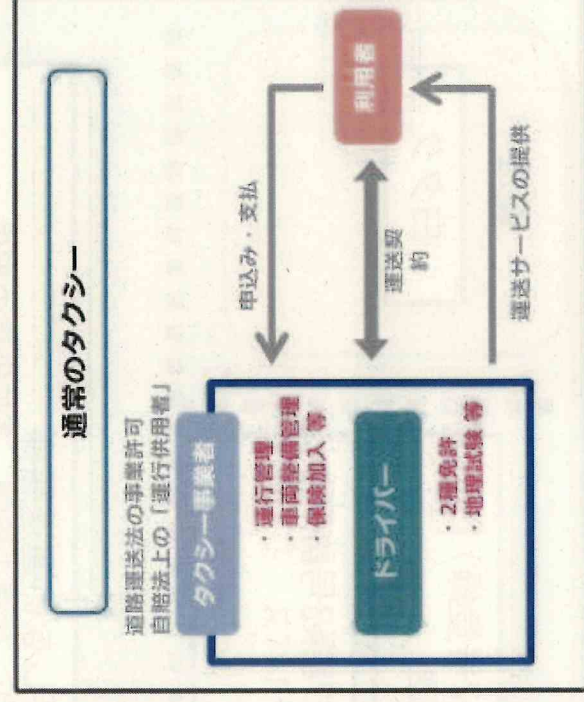
平成30年5月29日 参・国土交通委員会

【石井 国土交通大臣】

「自家用車を用いた**いわゆるライドシェア**は、運行管理や車両整備等について責任を負う主体を置かないままに、自家用車のドライバーのみが運送責任を負う形態を前提としております。国土交通省といたしましては、このような形態の旅客運送を有償で行うことは、安全の確保、利用者の保護等の観点から問題があり、極めて慎重な検討が必要と考えているところであります。」

○ライドシェアの問題点

- ・運行管理や車両整備等により過労運転や技能未熟を防ぎ、未然に事故を防止する対策が不十分
- ・事故発生時に自賠法上の「運行供用者」としての賠償責任をドライバーのみが負う形は国民の理解を得られない
- ・ライドシェアドライバーの地位や待遇が世界各地で問題になり、さらにタクシー運転者の労働環境にも深刻な影響を及ぼす懸念



自家用車活用事業の位置づけ

*この資料は、令和6年4月16日現在の情報に基づき作成しております。

道路運送法による

自家用有償旅客運送(法78条2号登録)

交通空白地・福祉有償運送

自家用自動車による有償運送(法78条3号許可)

ヘルパーぶら下がり・スクールバス

自家用車活用事業

違法

白タク

道路運送法によらない

許可登録を要しない運送態様

無償、ガソリン代等の実費のみ、生業の範疇、運転役務の提供

自家用車活用事業

タクシー事業等

ドライバー教育、運行管理、車両整備管理、運送責任

配車アプリにより依頼運送はタクシー運送

【参考】道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）

（有償運送）

第七十八条 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車）をいう。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

一 災害のため緊急を要するとき。

二 市町村、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。

三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

自家用車活用事業の進め方

1. 4月中に配車アプリデータに基づき不足車両数を算出・公表する営業区域

- | | | |
|--------|----------|--------------|
| ・札幌交通圏 | ・仙台市 | ・県南中央交通圏（埼玉） |
| ・千葉交通圏 | ・大阪市域交通圏 | ・神戸市域交通圏 |
| ・広島交通圏 | ・福岡交通圏 | |

《今後のスケジュール》

- ・ 4月中 不足車両数を公表
- ・ 5月以降 タクシー事業者を実施意向のある地域で順次実施

2. 上記1. 以外の地域

簡便な方法により不足車両数を算出し、タクシー事業者を実施意向がある場合は、4月以降順次開始。

- (注) ① 上記の「簡便な方法」として、金曜日・土曜日の16時台から翌5時台をタクシーが不足する曜日及び時間帯とし、当該営業区域内のタクシー車両数の5%を不足車両数とみなす。
- ② 上記①に限らず、営業区域内の自治体が、特定の曜日及び時間帯における不足車両数を運輸支局へ申し出た場合は、その内容を不足車両数とみなす。
- ③ 自家用車活用事業において使用する自家用車を活用して、データの収集及び不足車両数の検証を行った上で、上記①②の暫定的な不足車両数を見直す。
- ④ 地域によっては、道路運送法第78条第2号の自家用有償旅客運送が活用される。

《今後のスケジュール》

- ・ 4月以降 タクシー事業者を実施意向のある地域で順次実施

令和6年3月29日
物流・自動車局旅客課

自家用車活用事業の制度を創設し、今後の方針を公表します。

国土交通省では、タクシー事業者の管理の下で地域の自家用車や一般ドライバーによって有償で運送サービスを提供することを可能とする制度（自家用車活用事業）の取り扱いについて通達を発出したします。

また、今後、配車アプリのデータ等に基づき不足車両数の算出・公表を行う地域やその他の地域の算出方法について公表いたします。

昨年12月に決定された「デジタル行財政改革会議の中間とりまとめ」において、タクシー事業者が運送主体となって、地域の自家用車・ドライバーを活用し、タクシーが不足する分の運送サービスを提供すること（道路運送法第78条第3号に基づく制度の創設）が決定されました。今後、タクシーが不足する地域・時期・時間帯におけるタクシー不足状態を、道路運送法第78条第3号の「公共の福祉のためやむを得ない場合」として、地域の自家用車や一般ドライバーによって有償で運送サービスを提供すること（自家用車活用事業）を可能とする許可を行っていく予定です。

今般、パブリックコメントにおいていただいたご意見を反映し、タクシー事業者の管理の下で地域の自家用車や一般ドライバーによって有償で運送サービスを提供することを可能とする制度（自家用車活用事業）を創設いたしました。

また、3月13日に4地域のタクシーが不足している地域・時期・時間帯と不足車両数を公表したところでありますが、今後、同様にアプリのデータ等に基づき不足車両数の算出・公表を行う地域を公表いたします。

さらにその他の地域につきましても、アプリのデータ等に基づかずに簡便な方法により不足車両数を算出することとしましたので、お知らせいたします。

なお、パブリックコメントにおいていただいた主なご意見と、それに対する国土交通省の考え方については、一週間以内を目処に国土交通省ホームページにて公表いたします。

<添付資料>

- ・（別添1）自家用車活用事業の進め方
- ・（別添2）4地域における曜日・時間帯ごとのマッチング率について
- ・（別添3）法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取り扱いについて
- ・（別添4）自家用車活用事業における運行管理について
- ・（別添5）自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について

【問い合わせ先】

物流・自動車局 旅客課 手嶋、武藤、大山

電話：(03) 5253-8111（内線：41202、41243）

直通：(03) 5253-8569

意向調査と許可申請の流れ(札幌交通圏・その他の地域)

*この資料は、令和6年4月16日現在の情報に基づき作成しております。

- 国の作業
- 事業者の作業
- 地方自治体の作業

札幌交通圏

①不足車両数の公表

国土交通省

北海道運輸局

その他の地域

【法人タクシ事業者】

①自家用車活用事業の実施の意向
(所定の申出書)

【自治体】

①特定の曜日及び時間帯にタク
シー車両数が不足している旨

管轄の運輸支局へ申し出

管轄の運輸支局

②実施意向について調査当該営業区域に営業所を有する
全てのタクシ事業者
(所定の意向調査票)

調査期間：7日間程度

北海道運輸局

③とりまとめ次第速やかに本省報告

④調査結果を基に各社の使用車両数を決定のうえ事業者へ通知

④' 事前確定運賃に準じた「係数」を付与
(札幌交通圏・千歳圏・旭川交通圏を除くその他の地域)

意向調査終了後10日後を目処

⑤法人タクシ事業者による許可申請

管轄の運輸支局

⑥許可

